

東海地震等対策に関する行政評価・監視

-公共交通機関における帰宅困難者対策を中心として-

＜評価・監視結果に基づく改善通知＞

この行政評価・監視は、東海地震発生時等における帰宅困難者対策を的確に推進する観点から、**中部管区行政評価局(局長:小高 章)**が平成19年1月から3月に実地に調査した結果に基づき、**中部運輸局等10機関の長**に対して平成19年6月13日に**改善所見を通知**したものです。

地震等対策に関する調査は、当局で平成15年度(国の行政機関の防災対策)及び平成18年度(緊急輸送路の確保対策)に実施していますが、帰宅困難者対策を中心とした今回の内容の調査は当局はもちろん全国でも初めてのものです。

「行政評価・監視」は、総務省が行う評価活動の一つで、合規性・適正性・有効性・効率性などの観点から評価を行い、行政運営の改善を推進するものです。

総括

背景

今後30年間に東海地震、東南海地震が発生する確率は、それぞれ87%、60～70%と極めて高く、地震発生による被害も甚大なものと想定

東海地震の警戒宣言発令時や地震発生時等には公共交通機関の運行が停止するため主要駅を中心に滞留者が多数発生し、駅や広場では大きな混乱が生じることが懸念

国の機関においても地震予知情報等に的確に対応して、来庁者等が安全かつ迅速に退庁できるよう措置することが重要

- 公共交通機関における防災計画等の策定状況、主要駅における避難誘導訓練の実施状況等を調査

調査対象：中部運輸局、4鉄道事業者

- 地震予知情報等の段階ごとに対応した行動計画等の策定状況、行動計画等の記載内容、地震避難訓練の実施状況等を調査

調査対象：愛知県内の国の行政機関（15機関）

通知事項

調査結果に基づき、以下の事項について改善所見を通知

- 公共交通機関における帰宅困難者対策の積極的な取組みの促進
 - 公共交通機関における各種計画等の確実な策定等
 - 適切な避難場所の決定等
 - 避難誘導訓練の確実かつ効果的な実施
 - 中部運輸局における業務監査の的確な実施
- 国の機関における帰宅困難者対策等の積極的な取組みの推進

通知先：中部運輸局長等
通知日：平成19年6月13日

1 公共交通機関における帰宅困難者対策の積極的な取組みの促進

(1) 公共交通機関における各種計画等の確実な策定等

制度・仕組み

① 防災計画等の策定

地域における地震防災対策については、地方公共団体が中心となって取り組んでいるが、公共交通機関である鉄道事業者には、地震被害を最小限に抑制する観点から、大規模地震対策特別措置法第6条及び第7条に基づき防災計画等の策定が義務付け

② 避難誘導計画の作成

中部運輸局は、地震発生時等において、円滑かつ安全に利用客を避難させ、誘導することが重要であるとの考え方から、「中部運輸局防災業務計画」に基づき、関係事業者に対し、避難者の集中・殺到や混乱の発生等に十分配慮した避難誘導計画を作成するよう指導

③ 主要駅における避難誘導マニュアルの作成

利用客が多く震災時において混乱が想定される主要駅においては、様々な事態を想定した駅ごとの避難誘導マニュアルを整備し、対応方法を全職員に周知徹底しておくことが重要

調査結果

<愛知県内で事業運営する4鉄道事業者を調査>

① 防災計画等の策定

- すべての事業者において計画を策定しているが、避難誘導訓練を訓練項目として明記していないもの有（1事業者）

② 避難誘導計画の作成

- 避難誘導計画を未作成（1事業者）
- 計画は作成されているが、避難経路が明確にされていないなど避難誘導計画の内容が具体性に欠けるもの（3事業者）

③ 主要駅における避難誘導マニュアルの作成

- 調査した4事業者・16駅すべてにおいて避難誘導マニュアルが未作成

通知事項

中部運輸局は、次の事項について鉄道事業者を指導すること。

- ① 避難誘導訓練の実施について定めていない防災計画等、その記載内容が不十分なものについては、記載内容を見直すこと。
- ② 避難誘導計画を確実に作成するとともに、既定の避難誘導計画において、避難誘導担当者、避難経路等が具体的に記載されていないものについては、記載内容を見直し、具体化を図ること。
- ③ 利用客数の多い駅等においては、駅ごとの規模、立地条件等の特性に配慮した避難誘導マニュアルを作成すること。

(2) 適切な避難場所の決定等

制度・仕組み

① 避難場所の適否

鉄道事業者は、防災計画等に基づき、利用者を公共の避難場所へ避難させるため、地方公共団体と協議のうえ駅ごとの避難場所を予め指定

② 避難場所までの案内チラシの準備等

利用者の円滑な避難誘導を行うため、避難場所までの案内チラシを配布できるよう準備しておくことが必要。外国人への配慮も重要

調査結果

<4鉄道事業者(名古屋駅及び金山駅(計7駅))を調査>

① 避難場所の適否

同一の中学校を名古屋駅からの避難場所として定めているが、収容能力が不足するとみられるもの (2事業者2駅)

② 避難場所までの案内チラシの準備等

- ・ 配布するための案内チラシを作成し準備しているものは2事業者3駅。残りの2事業者4駅では未作成
- ・ 駅構内に掲示する予定の避難場所までの案内図、案内チラシを外国語表記により作成している例は皆無 (4事業者7駅)

通知事項

中部運輸局は、次の事項について鉄道事業者を指導すること。

- ① 避難場所について、収容能力の観点からその適否について地方公共団体等と協議し検討を行うこと。
- ② 一層円滑な避難誘導を図るため、配布用の案内チラシの作成・準備、案内チラシ等への外国語表記についても検討すること。

(3) 避難誘導訓練の確実かつ効果的な実施

制度・仕組み

- ・ 鉄道事業者は、防災計画等において定める防災訓練の一環として避難誘導訓練を実施
- ・ 利用客が多く震災時等に混乱が想定される主要駅においては、可能な限り様々な事態を想定して、積極的に、より多く訓練を実施することが重要

調査結果

＜ 避難誘導訓練の実施状況(平成16~18年度)を調査
(4鉄道事業者16駅) ＞

- ① 避難誘導訓練を全く実施していないもの (2事業者5駅)
- ② 実施している駅であっても訓練内容等が不十分
 - ・ 避難誘導訓練を1回しか行っていないもの (1事業者3駅)
 - ・ 実地訓練ではなく机上訓練となっているもの (1事業者3駅)
 - ・ 毎年度実施しているが、地震想定訓練は1回となっているもの (1事業者1駅)
 - ・ 毎年度同一の想定(警戒宣言発令や地震発生が同一時刻を想定など)で訓練を行っているもの (2事業者4駅)

通知事項

中部運輸局は、次の事項について鉄道事業者を指導すること。

- ① 主要駅においては、避難誘導訓練を毎年度確実に実施すること。
- ② 実施に当たっては、訓練の内容について、可能な限り様々な事態の発生を想定した実践的なものとなるよう見直すこと。

(4) 中部運輸局における業務監査の的確な実施

制度・仕組み

- ・ 中部運輸局では、鉄道事業法第56条に基づき、毎年度、鉄道事業者に対して業務監査(立入検査)を実施
- ・ 業務監査は、「業務監査マニュアル」に則り、災害、大規模テロ等発生時の旅客対応(危機管理)を確実に行うため、マニュアルの整備状況、職員への教育状況等を確認し、避難誘導の体制等が適切に整備されているかについて確認するもの

調査結果

- 〈業務監査の実施状況を調査(平成15~18年度)〉
- ・ 監査は4年間に延べ15事業者に対して実施
 - ・ 地震発生時等の旅客対応に関するマニュアルの整備状況、職員への教育状況、避難誘導の体制等について、これまで鉄道事業者を指導した事例なし

通知事項

中部運輸局は、地震発生時等において鉄道事業者がとるべき措置について、業務監査時に的確・確実に監査し、指導した事項についてはその改善状況について適時適切に確認すること。

2 国の機関における帰宅困難者対策等の積極的な取組みの推進

制度・仕組み

- ① 東海地震に関する予知情報が発表され、警戒宣言が発令されると地震防災対策強化地域内を走行する公共交通機関は運行停止
- ② 国の行政機関においては、地震予知情報等の段階ごとに対応した行動計画・マニュアルを整備するとともに、訓練を通じてその実効性を検証していくことが重要

調査結果

<愛知県内の国の行政機関15機関を調査>

- ① 行動計画等を策定していないもの (2機関)
- ② 行動計画等は策定しているが、記載内容が不十分
 - ・ 地震予知情報等の入手先・手段を具体的に定めていないもの (1機関)
 - ・ 震災対応を除く一般職員の退庁に関する計画を策定していないもの、策定しても職員の範囲等が不明確となっているもの (9機関)
- ③ 職員への行動計画等の内容の周知が不十分 (5機関)
- ④ 地震を想定した情報伝達訓練及び避難訓練は平成16～18年度の3か年度未実施 (3機関)

通知事項

国の機関は、次の措置を講ずること。

- ① 未策定の機関においては、行動計画等を速やかに策定すること。
- ② 必要事項を確実に記載するとともに、適時適切にその内容を見直すこと。
- ③ 行動計画等は、あらかじめ全職員に配布し、内容について周知徹底を図ること。
- ④ 様々な事態を想定した情報伝達訓練及び避難訓練を確実に実施すること。

調査対象機関一覧

1 公共交通機関における帰宅困難者対策の積極的な取組みの促進(4鉄道事業者・16駅)

東海旅客鉄道株式会社：名古屋駅、金山駅、千種駅、豊橋駅、刈谷駅

名古屋鉄道株式会社：名古屋駅、金山駅、東岡崎駅、神宮前駅、中部国際空港駅

近畿日本鉄道株式会社：名古屋駅

名古屋市交通局：名古屋駅、金山駅、栄駅、伏見駅、千種駅

2 国の機関における帰宅困難者対策等の積極的な取組みの推進(15機関)

公正取引委員会事務総局中部事務所、中部管区行政評価局、名古屋法務局、同法務局熱田出張所、名古屋矯正管区、名古屋拘置所、名古屋国税局、中川税務署、愛知社会保険事務局、中村社会保険事務所、名古屋植物防疫所、中部経済産業局、中部地方整備局、中部運輸局、中部地方環境事務所

【本件照会先】

総務省 中部管区行政評価局

上席評価監視調査官： こんどう かつのり
近藤 克紀
上席評価監視調査官： むらおか ひでとも
村岡 英知

TEL 052-972-7442

FAX 052-972-7433